

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	自動車用特殊タイヤ (中子式ホイール対応) -----	C&LPS-V26002-2	
		大臣承認	平成 年 月 日
		作成	平成23年 8月24日
		改正	平成24年 5月24日
			平成26年 4月23日
作成等 部隊名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において使用する中子式ホイールに対応する自動車用特殊タイヤ（以下，“タイヤ”という。）の調達について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、JIS D 4202、JIS D 4230及びC&LPS-Y00007の1.2による。

### 1.3 種類

種類は、表1によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書により指定する。

表1－種類

番号	品名	タイヤの呼び	トレッド模様
1	高機動車用タイヤ	37×12.50R17.5-8PR LT	表2による。
2	軽装甲機動車用タイヤ	275/70R22.5 148/145J	

### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、1.3によるものとし、細部については、JIS D 4202の“タイヤの呼び方”による。

品名	自動車用特殊タイヤ（中子式ホイール対応）
----	----------------------

### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 規格

J I S D 4 2 0 2 自動車用タイヤ呼び方及び諸元

J I S D 4 2 3 0 自動車用タイヤ

#### b) 仕様書

C & L P S - V 0 0 0 0 8 車両等共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求

中子式ホイールに対応するもので、工場から直接出荷されるものとする。

### 2.2 構造

構造は、次による。

- a) チューブレスタイヤで、チューブに代わる機能をタイヤに施し、タイヤとリムで、2.3に示す空気圧を保持して安全に走行できるものとする。
- b) スタッドレスタイヤは、特に冰雪及び凍結路において、氷上性能を重視した機能を果たすものとする。
- c) トレッド模様は、表2によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書により指定する。

表2—トレッド模様

トレッド模様	特徴
ブロック形パターン (B L O C K)	それぞれの独立したブロックで構成された模様で、駆動力、操作性、操縦性及び安全性が確保されており、特に泥ねい地での走行に適している。
スノー形パターン (S N O W)	それぞれの独立したブロックで構成された模様で、駆動力及び制動力が確保され、冰雪路上での操縦性及び安定性が良い。

品名	自動車用特殊タイヤ（中子式ホイール対応）
----	----------------------

## 2.3 寸法

寸法は、表3によるほか、JIS D 4202による。

表3 一寸法

品名	タイヤ総幅最大	タイヤ外径 <sup>a)</sup>	空気圧	リム幅
高機動車用タイヤ	321mm	913～942mm	100～280kPa	8.25in
軽装甲機動車用タイヤ	279mm	946～970mm	425～445kPa	7.50in
注 <sup>a)</sup> トレッドが普通の溝高さのタイヤに適用する。ただし、スタッドレスタイヤは、タイヤ外径の上限値の1.0%まで許容するものとする。				

## 2.4 外観・性能

外観及び性能は、JIS D 4230による。

## 2.5 製品の表示

製品の表示は、JIS D 4230の7.3による。

## 3 品質保証

### 3.1 試験方法

試験方法は、次による。

a) 強度試験 強度試験は、表4による。

表4 一強度試験

項目		試験方法	判断基準
性能	タイヤ強度 (破断エネルギー)	JIS D 4230 の試験方法による。	JIS D 4230に よる。
	ビードアンシーティング		
	耐久性能		
	高速性能		

品名	自動車用特殊タイヤ（中子式ホイール対応）
----	----------------------

b) 製品試験 製品試験は、表5による。

表5－製品試験

項目	試験方法	判断基準
構造	—————	構造による。
寸法	ノギスなどにより測定する。	表3による。
外観	目視による。	J I S D 4 2 3 0 の4による。
製品の表示	目視による。	J I S D 4 2 3 0 の7.3による。

### 3.2 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

### 4 出荷条件

商慣習による。